

文化芸術体験型アウトリーチ活動業務企画提案コンペ実施要領（案）

1 趣旨

標記業務を委託する者の選定について、企画提案競技形式（以下「コンペ」という。）によることとし、所要の事項を定めるものである。

2 委託業務名

文化芸術体験型アウトリーチ活動業務

3 委託業務内容

別添仕様書のとおり

4 委託上限額

5, 929, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 履行期限

令和9年3月31日（水）

6 コンペ実施方法等

(1) コンペ参加表明

コンペ参加を希望する者は、令和8年6月8日（月）17時までに参加表明書を地域生活文化課長あてに提出することとする。なお、期限までに参加表明書が提出されない場合は、コンペ参加を辞退したものとみなす。

※提出先は下記7（6）のとおり

(2) 審査会（書面審査）の実施

- ① 地域生活文化課長は予め審査員を選定し参加者の企画提案を評価するための審査会を書面審査により実施する。参加者は期日までに企画提案書を作成・提出することとする。
- ② 審査会では以下の項目を中心に、総合的に審査・評価する。
 - ・企画力（目的達成のために創意工夫された魅力的な企画となっているか）
 - ・訴求力（県民の感性に訴え、県民の機運醸成につながるような訴求力があるか）
 - ・的確性（本業務の趣旨を理解し、実効性の高い提案となっているか）
 - ・業務執行体制（業務を確実に履行できる実施体制、能力、業務経験を有しているか）

(3) 選考結果の通知

選考結果は、採否を問わず、すべての提案者に対して文書により通知する。

(4) 契約の締結等

地域生活文化課長は、(2)の審査会において最も高い評価を得た提案者を委託契約締結候補者とし、契約締結候補者と県が協議・調整を行ったうえで契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。

7 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

①提案コンセプト

提案あたっての理念、県民がこどもの頃から様々な文化芸術の楽しさや喜びを体験する機会の充実を通じて、文化芸術への関心を持つ県民の増加につなげていくための工夫等

②企画案 1

文化芸術体験型ワークショップの講師候補者リスト

- ・ワークショップは、県が事前に文化芸術の講師一覧を作成し、希望があった学校等からの依頼があった場合に、日程等を調整して講師に実施し、講師は既存の分野や団体を大幅に拡充することとしており、新たな分野の講師候補者リストを作成すること。また、既存の分野についても、別団体又は個人の講師候補者を提案すること。

※県の文化芸術派遣事業における既存分野及び団体は以下のとおり。

| 分野 | 団体名 |
|--------|-----------------|
| 美術 | 青森県美術展覧会企画運営委員会 |
| 吹奏楽 | 青森県吹奏楽連盟 |
| 合唱 | 青森県合唱連盟 |
| 洋舞踊 | 青森県洋舞連盟 |
| 日本舞踊 | (公社)日本舞踊協会青森県支部 |
| 文芸(俳句) | 青森県俳句懇話会 |
| 文芸(川柳) | 青森県川柳連盟 |
| 文芸(短歌) | 青森県歌人懇話会 |
| 能楽 | 青森謡曲・狂言の会 |
| 社交ダンス | 青森県社交ダンス教師協会 |
| 人形劇 | 青森県人形劇連絡協議会 |
| 三曲 | 青森県三曲協会 |
| 太鼓 | 青森県太鼓連盟 |
| 茶道 | 武者小路千家花と水芸術学院 |
| 華道 | (一財)小原流青森支部 |
| 合気道 | 合気道八戸道場 |
| 居合道 | 青森県居合道連盟 |

- ・新たな分野は8分野以上とすること。

※文化芸術の範囲は、文化芸術基本法において国が文化芸術の振興のために施策を講じるための範囲を、次のとおり分野別に例示しているが、法律上の例示は限定的ではなく、社会的・歴史的価値を有する事物や活動も含まれることから、提案する分野も幅広く提案すること。(デザイン、ストリートダンス、デジタルアート、陶芸など)

<文化芸術基本法における文化芸術分野>

芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊など

メディア芸術：映画、漫画、アニメ、コンピュータを利用した芸術

伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊など

芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など（伝統芸能を除く）

生活文化：茶道、華道、書道、食文化など

文化財：有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、保存技術、埋蔵文化財など

- ・講師は本県に在住する団体・個人のどちらでもよい。
- ・ワークショップは1時間程度で体験メニューを組み込むこととする。
- ・講師候補者リストには、分野、団体又は個人、所在地又は住所地、ワークショップの内容、最近の活動内容等を記載すること。

③企画案2

文化芸術体験型ワークショップのPRの工夫

- ・多くの学校等に活用してもらうための効果的なPR方法等について提案すること。

④業務実施体制

- ・業務全体の実施スケジュール
- ・企画、制作の体制（従事スタッフ、役割等）

⑤これまでの実績

- ・類似業務の受託実績、その他PRすべき業務実績

⑥見積書及び積算内訳書

- ・項目（企画費、調整費等）毎に分けて、費用の積算内訳を記載すること。

(2) 企画提案書の体裁：A4判を基本とし、片面印刷とすること。(A3判の挿入も可)

(3) 提出部数：正本1部及び写し7部

(4) 提出期限：令和8年6月15日（月）17時必着

(5) 提出方法：持参又は郵送

(6) 提出先：〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

青森県交通・地域社会部地域生活文化課 文化スポーツ・NPOグループ

電話番号：017-734-9207

8 日程等

| | | |
|--------|----------|---------------------|
| 令和8年6月 | 1日（月） | コンペに係る質問受付期限 |
| | 6月 8日（月） | 企画提案コンペ参加表明書提出期限 |
| | 6月15日（月） | 企画提案書提出期限 |
| | 6月16日（火） | 審査会（書面により実施、プレゼン無し） |
| | 6月19日（金） | 審査結果通知 |
| | ～6月下旬 | 委託業務契約締結 |
| 令和9年3月 | 31日（水） | 履行期限 |

9 その他

- (1) コンペ内容の疑問点については、令和8年6月1日（月）12時を期限として文書により照会を受付し、回答は質問を提出した者にメールで6月2日（火）までに回答する。また、県HPに掲載する。
- (2) 企画提案書は、1者1提案とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は委託先選定審査のみに使用するものとし、返却しない。
- (5) 提出後の企画提案書等の内容変更は不可とする。
- (6) 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。